平成２５年（再イ）第４１号
千葉県佐倉市井野1391番地29
再生債務者　山浦　　望
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年１月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年１月15日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（再イ）第４９号
千葉県八街市八街ほ582番地６　ジョイタカハシⅡ204
再生債務者　初芝　宏幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年１月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年１月15日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（再イ）第３５号
千葉県松戸市和名ケ谷100番地の11
再生債務者　三橋　正倫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年１月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年１月16日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（再イ）第５４号
千葉県松戸市二十世紀が丘萩町105番地の10アーバンハイツ２番館105号
再生債務者　石川　輝幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年１月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年１月15日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（再イ）第２５号
長野県松本市梓川梓3072番地39
再生債務者　栗林　敏彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年１月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年１月16日　長野地方裁判所松本支部

平成２５年（再イ）第５号
岐阜県多治見市市之倉町12丁目331番地の65
再生債務者　宮﨑　伸江
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年１月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年１月16日
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（再イ）第２０２号
札幌市清田区北野６条４丁目10番14号
再生債務者　伊藤　教貴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年１月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年１月16日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１２号
北海道美唄市東７条北４丁目７番１号
再生債務者　東　　英敏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年１月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年１月16日
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（再イ）第１０号
福島県田村市常葉町西向字西美田49番地
再生債務者　本田　和也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年１月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年１月16日
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２５年（再イ）第１５号
新潟県上越市大潟区九戸浜854番地
再生債務者　小関　　猛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年１月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年１月16日　新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（再イ）第３号
山口県下関市綾羅木本町６丁目12番20号
再生債務者　古田　真一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年１月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年１月16日
山口地方裁判所下関支部再生係

平成２５年（再イ）第１５号
山口県下関市武久町１丁目38番14号
再生債務者　横沢　　進
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年１月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年１月16日
山口地方裁判所下関支部再生係

型式部材等製造者の認証に関する公示

一般財団法人日本建築センター公示第製 110 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の11第１項の規定により型式部材等製造者の認証を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の５の７第１項の規定に基づき、認証を受けた型式部材等の種類、認証年月日、認証を受けた者の氏名又は名称及び認証番号を次のとおり公示する。

平成 26 年１月 29 日

一般財団法人日本建築センター
理事長　松野　　仁

建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（認証年月日：平成25年９月27日）
旭化成ホームズ株式会社
製010101Abba0630024、製010101Abba0630218
製010101Abba0630228、製010101Abca0630024
製010101Abca0630218、製010101Abca0630228
製010101Abbb0630024、製010101Abbb0630228
製010101Abcb0630024、製010101Abcb0630228
製010101Abbc0630024、製010101Abbc0630228
製010101Abcc0630024、製010101Abcc0630228
製010101Abaa0180644、製010101Abaa0181628
製010101Abaa0183134、製010101Abaa0183138
製010101Abba0180644、製010101Abba0181628
製010101Abba0183134、製010101Abba0183138
製010101Abca0180644、製010101Abca0181628
製010101Abca0183134、製010101Abca0183138
製010101Abab0180644、製010101Abab0181628
製010101Abab0183134、製010101Abab0183138
製010101Abbb0181628、製010101Abbb0183134
製010101Abbb0183138、製010101Abcb0181628
製010101Abcb0183134、製010101Abcb0183138
製010101Abac0180644、製010101Abac0181128
製010101Abac0183134、製010101Abac0183138
製010101Abbc0181628、製010101Abcc0181628
製010101Abbe0182934、製010101Abbe0182938

高速道路工事完了公告

本会社において、高速道路の工事が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 26 年１月 29 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

路　線　名	工　事　の　区　間	工事の種類	工事完了の日
東北横断自動車道酒田線	山形県鶴岡市山田（鶴岡ＪＣＴ）	新設工事	平成26年１月30日